

横浜市平沼集会所指定管理者事業計画書			
申込年月日 平成27年 7月22日			
団体名	一般社団法人西区区民利用施設協会		
代表者名	代表理事 金子 勝雄	設立年月日	平成22年 4月 1日
団体所在地	横浜市西区藤棚町 1-55-3 常盤ビル2階		
電話番号	045-231-2805	FAX 番号	045-231-2807
沿革	<p>1 平成7年区民利用施設を管理運営するために西区連合町内会・自治会連絡協議会を基盤として任意団体として設立。学校コミュニティハウス等の管理運営を開始。管理運営施設を漸次増加。</p> <p>2 平成16年には浅間コミュニティハウス、さらには平成18年には西地区センター、藤棚地区センター、戸部コミュニティハウス、境之谷公園こどもログハウスの指定管理者に指定。</p> <p>3 平成22年に一般社団法人西区区民利用施設協会を設立。</p> <p>4 平成23年西地区センター、藤棚地区センター、戸部コミュニティハウス、境之谷公園こどもログハウスの第2期指定管理者に指定されるとともに新たに平沼集会所の第2期指定管理者に指定。</p> <p>5 平成23年4月、にこまちコミュニティ文庫の管理運営を開始。</p>		
業務内容	<p>1 区民利用施設の管理運営（平成27年4月現在で管理している施設）</p> <p>(1) 西地区センター、藤棚地区センター</p> <p>(2) 戸部コミュニティハウス、西前小学校コミュニティハウス、稲荷台小学校コミュニティハウス、東小学校コミュニティハウス、軽井沢コミュニティハウス</p> <p>(3) 平沼集会所、境之谷公園こどもログハウス、にこまちコミュニティ文庫</p> <p>2 西区連合町内会自治会連絡協議会の事務局業務</p>		
担当者 連絡先			

<p>(1) 応募団体に関すること</p> <p>ア 応募団体の経営方針、業務概要、主要業務、特色等について</p> <p>イ 応募団体の業務における平沼集会所指定管理業務の位置づけ</p> <p>ウ 応募団体が行った公の施設その他類似施設の管理運営に関する主な実績</p>			
<p>ア 応募団体の経営方針、業務概要、主要業務、特色等について</p> <p>1 経営方針</p> <p>地域の人が利用し、地域の職員が運営し、地域の人が地域の核となる施設と感じられる管理運営を行い、地域の人との相互交流を深めます。</p> <p>2 業務概要・主要業務</p> <p>地区センター、コミュニティハウス、集会所等地域の人たちが文化活動、スポーツ、地域の集まり等に使う施設の管理運営を行っています。</p> <p>3 団体の特色</p> <p>西区連合町内会自治会連絡協議会を基盤とした組織であり、西区内 6 地区連合町内会自治会の会長が役員に就任し、区連長が会長を務めています。職員も 79 人の内、94% の 74 人が西区内あるいは西区に隣接している地区に在住しており、地域に根差した団体という特徴を持っています。</p> <p>イ 応募団体の業務における平沼集会所指定管理業務の位置づけ</p> <p>1 当協会にとって平沼集会所の指定管理業務は藤棚地区センター・西地区センター・戸部コミュニティハウスと並び中心となる業務です。</p> <p>2 平沼集会所は平沼さわやか公園内に隣接しており、集会所スタッフと公園愛護会の人たちが力を合わせ集会所と公園を一体的に管理運営してきており、協会にとっても地域にとってもなくてはならない施設です。</p> <p>ウ 応募団体が行った公の施設その他類似施設の管理運営に関する主な実績</p> <p>1 地域の人たちと一緒に地区センター・コミュニティハウス・集会所等の区民利用施設の管理運営を行い、地域の人たちが自分たちのものと感じられる地域の拠点をつくってきました。</p> <p>2 西区制 70 周年記念事業の実施等西区・横浜市の施策に合わせた事業展開を行ってきました。</p>			
現在管理運営している主な施設名	所在都道府県市区名	業務開始年月	業務区分
西地区センター	神奈川県横浜市西区	平成 9 年 4 月	H18 から指定管理
藤棚地区センター	神奈川県横浜市西区	平成 9 年 4 月	H18 から指定管理
戸部コミュニティハウス	神奈川県横浜市西区	平成 8 年 4 月	H18 から指定管理
平沼集会所	神奈川県横浜市西区	平成 23 年 4 月	指定管理
境之谷公園こどもログハウス	神奈川県横浜市西区	平成 7 年 4 月	H18 から指定管理
西前小学校コミュニティハウス	神奈川県横浜市西区	平成 7 年 4 月	業務委託
稲荷台小学校コミュニティハウス	神奈川県横浜市西区	平成 7 年 4 月	業務委託
東小学校コミュニティハウス	神奈川県横浜市西区	平成 7 年 4 月	業務委託
軽井沢コミュニティハウス	神奈川県横浜市西区	平成 13 年 4 月	業務委託
にこまちコミュニティ文庫	神奈川県横浜市西区	平成 23 年 4 月	業務委託

(2) 平沼集会所管理運営業務の基本方針について

- ア 設置目的、区政運営上の位置付け
- イ 地域特性、地域ニーズ
- ウ 公の施設としての管理

ア 設置目的、区政運営上の位置付け

1 地区センター条例に位置付けられた施設

平沼集会所は横浜市地区センター条例に位置付けられた施設で、地域の人々が生活環境向上のために自主的に活動し、スポーツ・レクリエーション、サークル活動等をつうじて相互の交流を深めることを目的に設置されています。

2 区政運営方針を実現する場

平成 27 年度西区の区政運営方針の基本目標は「つながりを大切に 誰もがにこやかにしあわせなまち 西区へ」と設定されています。平沼集会所は人々が出会い、交流を深め、健康を増進する施設で、この基本目標を実現する場と考えています。

イ 地域特性、地域ニーズ

平沼集会所は帷子川沿いのポンプ場の上に、平沼さわやか公園に隣接して立地しており、周辺地域は企業の活動の用地と住宅地が混在しています。住宅地は古くからの下町情緒を残した地域にマンション建設などが増え、新しい住民も幼児の数も増え、新旧住民の入り混じった地域となっています。

古くからの住民については高齢化が進み、新しい住民は住民同士の交流が少ないという特性を持っています。そういった地域特性から次のような地域ニーズが把握できるので、そのニーズに対応していきます。

- 1 平沼集会所は、地域住民の活動拠点としての位置づけがされている⇒地域町内会・自治会が会合や活動で利用する場合に、優先利用に配慮します。
- 2 高齢者の方が活動できる場としての期待がある⇒地域の高齢者の方が利用しやすくなる雰意気づくりを行います。また、高齢化等により会員が減少傾向にあるサークルのPRに協力します。
- 3 幼児を伴った保護者が安全に利用できる場としての期待⇒地域子育てサロンとして地域のボランティア団体による親子サークルの活動に協力します。
- 4 地域住民の相互交流を深める場としての期待⇒新旧の地域住民が一緒に参加したくなるような自主事業の実施。

ウ 公の施設としての管理

部屋の貸し出しを公平に行うために次のような方法を取っています。

- (1) 利用希望日の 1 か月前の同日に希望を受け付け、9 時 30 分までに待って申し込みが重ならない場合は申し込みを受け付けます。その後は先着順で受け付けます。
- (2) 9 時 30 分までで希望が重なった場合は抽選で利用団体を決めます。

(3) 組織体制

ア 管理運営に必要な組織、人員体制

1 施設の管理運営体制

- (1) スタッフは8名を雇用し、開館時間中は常時1名のスタッフを配置します。
- (2) スタッフは現在勤務している人を継続雇用するとともに、新たなスタッフも地域の人から公募により採用します。
- (3) スタッフは早番(9:00~13:00)、昼番(13:00~17:00)、夜番(17:00~21:00)のそれぞれ4時間をローテーションで勤務します。
- (4) スタッフのうち1名を管理責任者とし、スタッフのシフト表の作成・施設内の庶務・文書事務・施設管理・小口現金の管理・事務局との連絡調整等を担当します。
- (5) 管理責任者は防火管理者とし、消防計画やその他防災計画を策定し、訓練を実施します。
- (6) スタッフは、受付事務・利用案内・会議室や物品などの確認・自主事業の企画実施・日常清掃・庭園管理・ホームページの更新・その他軽易な事務を行います。
- (7) 毎月、休館日にスタッフ会議を開き、情報の共有化・課題等について話し合い、スタッフのレベル向上を図るとともに、利用者に対して均質な対応ができるようにします。

2 事務局のバックアップ体制

- (1) 事務局長が平沼集会所の館長を兼務し、夜間・土日祝日を含め、開館時間中はいつでも連絡をとれる体制を維持します。また、個人情報研修・人権研修を担当します。
- (2) 建物・設備の保守契約を行います。
- (3) 現金管理以外の経理を担当します。
- (4) スタッフの採用、労務関係事務を行います。
- (5) 平沼集会所まつり等大きなイベントの際には事務局職員が手伝います。

(3) 組織体制

イ 個人情報保護等の体制と研修計画

1 個人情報保護等の体制

- (1) 館長（事務局長）が個人情報保護責任者となり、平沼集会所が保有する個人情報の適正な管理に責任を負います。
- (2) 館長はスタッフ全員を対象とする研修を行い、どのスタッフも個人情報を適正に扱えるようにします。
- (3) 各施設の館長・管理責任者が集まる定例会議でひやりとした事例、対応の難しかった事例について意見交換を行い、協会全体で個人情報保護の体制を強化します。
- (4) すでに整備済みの個人情報保護に関する規程等に則り下記のように適正な管理を行います。
- ・ 個人情報は使用目的を明確にし、必要最小限しか収集しません。
 - ・ 「利用許可申請書」等、個人情報を記載した書類は施錠できる場所に保管し、不要になったものはシュレッダー処理により確実に処分します。
 - ・ 施設利用者の個人情報を記入する入館者名簿は置かず、団体登録に際しても代表者以外の参加者については個人情報の提出を求めません。
 - ・ グループ・団体等についての情報の問い合わせがあっても、本人の同意が無い限り公表しません。
 - ・ 電話等による利用者の呼び出し、問い合わせについては、利用者が施設にいるか否かも、個人情報にあたることから、安易に取り次ぎをしないように慎重に対応します。
 - ・ 年1回、個人情報取扱いチェックリストに基づいて点検します。

2 研修計画

接遇研修、個人情報保護研修、新採用研修等を実施する他、外部団体主催の研修会へも職員が積極的に参加します。また、人権意識や利用者に対する公平性、職場のルールなどの実務研修についても、管理責任者が定例のスタッフ会議等を通じて実施します。

研修計画内容

- | | |
|--|--|
| 1. 施設運営管理の業務研修
定例スタッフ会議の都度、実施 | 5. 防災訓練（年1回）
・ 通報、避難訓練
・ 消火器の使用方法
・ 津波避難場所の運営 |
| 2. 個人情報保護研修（年度当初）
・ 個人情報保護方針
・ 自主点検表に基づく理解度の確認 | 6. 救命、救急研修（年1回）
・ AEDのつかい方など |
| 3. 人権研修（年1回）
・ 人権とは
・ 差別の実態など | 7. 新人研修
・ スタッフの心構え
・ 業務の手引きなど |
| 4. 接遇研修（協会事務局主催）
・ ビジスマナー
・ 利用者に喜ばれる対応 | 8. 外部研修
・ 建築物簡易点検研修など |

(3) 組織体制

ウ 緊急時の体制と対応計画

防犯、防災、その他の災害・事故予防のためにマニュアルを作成し、マニュアルに沿って行動できるように訓練を実施し、緊急時にも利用者の安全確保をできる体制を整備します。

横浜市から指定されている津波避難場所としての役割を果たすべく、日頃から準備しておくと共に、子どもの緊急避難場所としての機能も果たしていきます。

1 事前対応

- (1) 緊急時対応マニュアルを整備し、スタッフ全員にその周知徹底を図ります。
- (2) 各種機関（区役所、消防、警察など）及び事務局を含めた緊急連絡網の整備とスタッフへの周知徹底を図ります。
- (3) 消防設備点検の会社の協力を得て年1回スタッフの消防訓練を行い、避難訓練及び消火器の取り扱い訓練などを実施します。また、全スタッフがAEDと災害用伝言板の使用方法をマスターし、緊急時に備えます。
- (4) 「津波避難施設」及び「子ども110番の家」のステッカーを入口に貼り、その対応措置の周知徹底を図ります。
- (5) 現場だけで対応できないときに備え、開館時は事務局長と何時でも連絡をとれる体制を整備します。
- (6) 犯罪者が侵入し利用者・スタッフに危害を及ぼす事態に対応するため、事務所内に機械警備会社に通じる緊急通報機器を設置します。
- (7) 災害時に利用者が一定時間滞在できるように飲料水・トイレパック・ブランケットを備蓄します。

2 緊急時の対策、対応

- (1) テロや不審者侵入等の犯罪行為もしくは火災等の重大事態が生じた場合は、第一に利用者の安全を確保し、または利用者とは協力して対処し、続いて警察、消防等に緊急連絡すると共に事務局や区役所へ状況報告します。
- (2) 大規模地震等の災害時は、迅速、柔軟に対応し、西区と連動して行動します。
- (3) 津波避難施設として利用者及び地域住民の受け入れを速やかに実施し、避難者の安全確保に適切な対応をとります。

3 日常の対応

- (1) 随時、スタッフが施設内外を巡回して安全確認を行ないます。
- (2) 利用者や自治会、町内会と情報交換を行なうと共に、岡野交番に随時のパトロールを依頼します。
- (3) 緊急時マニュアルに基づき、毎日の閉館前に、点検確認簿により自主点検します。
- (4) 夜間、休館日の警備は専門の警備会社に委託し、異常の発報があった時は警備会社の管制本部から警備員が緊急出動し、必要な場合には管理責任者や関係機関等に連絡します。

(4) 施設の運営計画**ア 設置理念を実現する運営内容****イ 利用促進策****ア 設置理念を実現する運営内容**

集会所の設置理念を実現するために、「気軽に利用でき、利用したくなる施設」であることと、「地域、人のつながり」を大切にします。

- 1 地域の団体（町内会、体育協会など）の集会、イベントに積極的に協力します。隣接する平沼さわやか公園も利用できるメリットを活かします。
- 2 幅広い年齢層に対応した自主事業を実施します。また、自主事業からサークル化した団体に6カ月～1年間の優先利用を認めるなど、サークル化に向けた支援を行います。
- 3 最近の利用団体の会員数は高齢化等の要因により減少化の傾向にあるため、団体の希望の有無をふまえながら、希望団体のPRポスターの館内掲示やホームページへの会員募集案内掲載などにより団体の会員数増加に協力します。
- 4 団体登録の更新（2年毎）をせず消滅していく団体はかなりあるため、更新時に手続きされているかどうかを点検し、更新手続きのためのフォローをして、登録団体数の減少防止に努めます。

イ 利用促進策

施設の稼働率については、施設全体で24年度72%、25年度74%、26年度76%と順調に増加しています。稼働率の更なる向上を目指して、次の利用促進策を実施します。

1 利用者との良い関係づくり

また次回もこの施設を利用しようと思って頂ける接客応対をスタッフ全員が心掛けます。

2 稼働率の良くない部屋のPR

稼働率の低い和室の良さ（庭園に面しており、気持ち良くとろける）を地域にアピールし、利用の増加につなげます。特に和室が適している乳幼児と保護者の利用を促進します。

3 ホームページの充実

ホームページを見た地域住民からの問い合わせが増えていきます。また、27年度には、以前からの課題であった部屋の予約状況を見ることができるようになり、利用者の要望に応えることが可能となりました。更にホームページを充実させ、自主事業の紹介などを積極的に実施します。

4 館内・ホームページにサークル情報の掲示コーナーを設置

希望する団体には、サークル紹介、会員募集などの掲示を行い、活動の活発化・会員数の増加に協力します。

(4) 施設の運営計画**ウ 利用者ニーズの把握と運営への反映****エ 利用者サービス向上の取組****ウ 利用者ニーズの把握と運営への反映****1 集会所委員会の開催**

地域団体の代表者及び利用者の代表により構成される委員会で、地域ニーズと事業運営の基本的事項について意見をいただき、それを運営に反映させ、地域密着の運営を実施します。

2 利用者会議の開催

利用者代表との意見交換会を実施し、利用者ニーズと管理運営の改善ポイントを把握します。

3 ご意見箱の設置

ご意見箱を設置し、利用者が気軽に投稿できるようにし、投稿された意見に対しては回答を掲示します。

4 アンケート調査の実施

利用者アンケートを実施し、アンケートに記入された意見、要望に対し、回答を掲示、公表し、また実現・実施すべき事項については具体的行動に移します。他団体主催のイベントに協会として出展し、その際に施設を利用していない人の意見も集めます。

5 利用者の生の声の把握

利用者がスタッフに気軽に声をかけやすい雰囲気づくりに努め、生の声で利用者の要望や意見を把握できるようにします。そして改善すべき点を具体的にとらえ、対処していきます。

エ 利用者サービス向上の取組**1 部屋の予約状況などについての情報のタイムリーな提供**

27年度にホームページへ予約状況を掲載しましたが、これを継続します。

2 図書コーナーの充実

図書コーナーの雑誌等について利用者の要望をふまえて充実していきます。

3 利用団体、サークルの館内PRへの協力

- ・サークルの会員減少傾向に歯止めをかけるべく、希望する団体・サークルには、ホームページ及び館内でのPRに協力します。
- ・利用団体発表会を開き、利用団体に発表の機会と会員募集の場を提供します。

4 庭園の美化

集会所の部屋から見える庭園の評判が良いので、維持管理に努めます。

5 設備・備品の更新と保守

利用者に快適な空間で過ごしていただけるように設備・備品の更新と保守を実施します。

(4) 施設の運営計画

オ 本市重要施策に対する取組

1 情報公開への対応

- (1) 横浜市の「情報公開に関する標準規定」に準拠した情報公開規定をつくり、これに基づく運営を行います。
- (2) 情報公開規定を職員に知らせる研修を行います。

2 人権尊重

- (1) 人権侵害は過去の問題ではなく、現在も続いている問題であること、人権侵害の落書き等を放置することも施設管理者には許されないということをスタッフ全員に伝え、人権に配慮した運営を行います。

3 環境への配慮

- (1) ヨコハマ 3 R 夢プランに沿い古紙、プラスチックを分別し、再利用できるように排出します。
- (2) ヨコハマ 3 R 夢プランに沿った取組を行っていることをホームページ上で公開します。
- (3) ヨコハマ 3 R 夢プランに関する情報提供を行います。

4 市内中小企業優先発注

- (1) 市内中小企業優先発注原則に基づき発注します。

5 重要施策に対応した自主事業実施

- (1) 横浜市の重要施策、西区の重要施策に合わせた自主事業を企画・実施します。
- (2) 平成 28 年度は横浜市中期 4 か年計画の「市民生活の安心・充実」の中の「災害に強い人づくり・地域づくり」に対応して津波講座を開催します。また、幼児向けのお話し会を開き、西区読書活動推進目標実現の活動に参加します。

(5) 自主事業計画

自主事業は地域のニーズや利用者ニーズを十分に把握し、年齢、性別に偏らず多くの住民が参加できる事業を展開し、新しいグループが形成されることも目的の一つとして実施します。

ア 企画の考え方

- 1 幅広い年齢層に対応する事業の取組み。
- 2 アンケートなどにより把握した利用者ニーズへの対応。
- 3 地域住民の交流を促進する事業の取組み。
- 4 稼働率の低いスペースの稼働率向上。
- 5 利用の低い層の利用増加。

イ 自主事業の大枠

- 1 創作、制作等を行なうことで生活に生きがいと潤いを与える事業。
- 2 健康づくりの事業。
- 3 地域の生涯学習グループの活動を支援する事業。
- 4 青少年の育成を支援する事業。
- 5 子育てを支援する事業。
- 6 過去に実施して根強い人気のある事業。

ウ 特徴

- 1 自主事業を企画するにあたっては、スタッフ全員による検討会でアイデアを出し合い、他施設の事業も調査して良い点を取り入れるようにします。事業の実施に当たってはスタッフで分担し、基本的に1事業を2名で担当します。自分たちが事業を担当することによりスタッフ自身も参加者とともに成長できるようにします。
- 2 利用者のニーズを十分に把握した上で、それに応える事業を実施します。
- 3 参加者が費用的に参加しやすいように経費節減にも努めます。
- 4 地域のニーズを強く反映した事業を実施します。
- 5 乳幼児が増加している地域の特性を踏まえ、「おもちゃのはこコンサート」、「おはなし会」など乳幼児と保護者を対象とした事業に力を入れます。特に「おはなし会」は西区民読書活動推進目標にある「乳幼児期から読書に親しむ取組」を地域子育てサロンとして実施するものです。

エ 独自性

「パッチワークキルト」、「ビーズ教室」、「朗読を聞く会」など地域の主婦の方々に根強い人気があり、また参加者同士の積極的な交流もある事業を大切に継続します。

(6) 施設の維持管理計画

ア 建物、設備等の保守管理及び点検

1 日常点検

- ・チェックシートに基づき、スタッフが毎日巡視点検し、利用者が施設を安全に利用できるように維持管理に努めます。
- ・管理責任者が、横浜市建築局が作成した「施設管理者点検マニュアル」に沿って建物・設備の点検を行います。また、点検技術向上のため、管理責任者は建築局主催の建物・設備点検の研修に参加します。

2 定期点検

建物・設備を安全に維持するため、下記の法定及び自主点検を実施して予防保全に努めます。

点検対象	業務内容	点検者	点検頻度
建築物簡易点検	施設管理者点検	施設管理責任者	年1回
昇降機	法定点検	委託業者	年1回
同上	月例点検	委託業者	月1回
消防設備	点検	委託業者	年2回
自動扉	月例点検	委託業者	月1回

3 閉館後と休館日の機械警備

専門の警備会社による機械警備を実施し、安全な施設管理に努めます。異常の発報があった時は、警備会社の管制本部から警備員が緊急出動すると共に、必要に応じて管理責任者や関係機関に連絡する体制をとります。

イ 修繕

スタッフによる日常の細かな点検により、修繕が発生する状況を未然に防ぐ努力をします。また、止むを得ず修繕が発生した場合は、信頼できる専門業者に依頼し効率的に修繕します。

ウ 清掃

1 日常清掃

スタッフが毎日、施設内外の清掃を行ない、施設、設備等が常に清潔に保たれているようにします。特に、トイレ等の水回りは便器の洗浄も含め、常に良好な衛生環境を保持します。

2 定期清掃

毎月で専門業者に委託し、スタッフによる日常清掃と併せて快適な空間を提供します。定期清掃としては、床清掃（年12回）、カーペット清掃（年2回）、窓ガラス清掃（年3回）、照明器具清掃（年1回）を実施します。

エ 外構植栽等の管理

付設されている庭園の管理については、スタッフが分担して植栽及び草花の手入れをし、利用者に快適に過ごして頂けるよう、季節の花を大切に育て、美しい環境を維持します。また、年4回、専門の業者に依頼をし、植栽の剪定管理を定期的実施します。

(7) 収支計画(収入計画)

ア 収入計画の考え方について

ア 収入計画の考え方について

1 平成26年度の収入の構成

平成26年度の収入構成は下記の表に示すように横浜市から支払われる指定管理料が大部分で、その他は若干の自主事業収入、自動販売機の販売手数料等の雑入で構成されています。次期の指定管理期間においてもこの構成は変わらないと考えています。

平成26年度の収入の構成

科目	金額	構成比
指定管理料	10,265,000 円	96.8%
自主事業収入	60,100 円	0.6%
雑入	275,394 円	2.6%
合計	10,600,494 円	100.0%

2 指定管理料

平成26年度の指定管理料と同額である今回の上限額の10,265,000円をお願いします。

3 自主事業収入

自主事業収入は利用者からいただく自主事業参加費です。原則として材料費をいただくということで一人当たり参加料を低く抑えており、利用者からも安価な参加費が期待されているため平成26年度実績より若干減少させた40千円で見積もりました。

4 雑収入

雑収入はその大きな構成要素である自動販売機の売上増により平成26年度実績より5%増の290千円を見込みます。

(7) 収支計画(支出計画)

イ 支出計画の考え方について

イ 支出計画の考え方

1 平成26年度の支出の構成

平成26年度支出額とその構成

科目	金額	構成比
人件費	4,304,197 円	40.6%
事務費	1,073,968 円	10.1%
自主事業費	206,633 円	1.9%
管理費 A	1,789,926 円	16.9%
管理費 B	1,535,414 円	14.5%
公租公課	508,346 円	4.8%
事務経費	1,182,010 円	11.2%
合計	10,600,494 円	100.0%

2 次期指定期間の支出計画の考え方

- (1) 人件費については最低賃金が毎年上昇しているため、この上昇に対応できるように昼間の時給を960円、夜間の時給を1,000円とし、4,769千円と見込みました。
- (2) 事務費については、平成26年度まで管理費Aから支出していたポンプ場上部占用料を事務費から支出することに変更したこと、及び一部の項目について平成27年度で価格変更があったものを除き平成26年度決算額の1.5%上昇で見込み、1,411千円と積算しました。
- (3) 管理費Aについては、ポンプ場上部占用料を事務費から負担することになったため、平成26年度決算額からこれを減額し、その他は平成26年度と同額で見積もり、1,514千円と積算しました。管理費Aの内、電気料金については料金値上げが心配されますが、LED化等により対応し、平成26年度の金額に抑えることにいたしました。
- (4) 管理費Bについては平成26年度決算額、平成27年度契約額に物価上昇分1.5%を加え、1,563千円と見積もりました。
- (5) 人件費の上昇分を吸収するため事務経費を減額し、658千円と見積もりました。
- (6) これらに公租公課を加え、支出総額は平成26年度とほぼ同額の10,595千円と見積もりました。

横浜市平沼集会所自主事業計画書

団体名 一般社団法人西区区民利用施設協会

事業名	①募集対象	自主事業予算額					
	②募集人数	総経費	収入		支出		
	③一人当たり参加費		指定管理料 から充当	参加費	講師謝金	材料費	その他
No.1 パッチワークキルト	成人	43,500	21,000	22,500	15,000	22,500	6,000
	15						
	1500						
No.2 ビーズ教室	成人	32,000	20,000	12,000	15,000	12,000	5,000
	12						
	1000						
No.3 健康ヨガ講座	成人	15,000	15,000	0	10,000	0	5,000
	20						
	0						
No.4 朗読を聞く会	一般	14,000	14,000	0	10,000	0	4,000
	40						
	0						
No.5 夏休みの科学あそび	小学生	22,000	16,000	6,000	10,000	8,000	4,000
	30						
	200						
No.6 おもちゃのはこコンサート	一般	17,000	17,000	0	10,000	0	7,000
	35						
	0						
No.7 7歳までのおはなし会	幼児と保護者	14,000	14,000	0	10,000	0	4,000
	計30						
	0						
No.8 津波に対する防災講座	成人	10,000	10,000	0	5,000	0	5,000
	20						
	0						
No.9 マリンパコンサート	成人	17,000	17,000	0	10,000	0	7,000
	35						
	0						
No.10 平沼集会所 利用団体発表会	一般	36,000	36,000	0	10,000	0	26,000
	100						
	0						
合計		220,500	180,000	40,500	105,000	42,500	73,000

事業ごとの事業内容等を様式4に記載してください。

横浜市平沼集会所自主事業別計画書（単表）

団体名 一般社団法人西区区民利用施設協会

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
No.1 パッチワークキルト	地域の主婦の方々を対象とした、余暇の充実を支援する事業です。 昨年度実施したところ非常に好評であったため、継続することにしました。 パッチワークを学ぶこの講座は、生活に潤いを与えてくれます。この講座でパッチワークの楽しさを知って頂き、趣味の幅を広げていただけたら幸いです。	6月 3回

事業名	目的・内容	実施時期・回数
No.2 ビーズ教室	ビーズアクセサリーの人気は根強いものがあります。利用者アンケートでもリクエストのあった講座で、作り方を習いたいという声が沢山寄せられています。 初心者丁寧に教えることの上質な講師の方による、余暇を楽しく過ごすことを支援する事業です。	10月 3回

事業名	目的・内容	実施時期・回数
No.3 健康ヨガ講座	地域の中高年の方を対象とした、人気のヨガが中心の体操の講座です。体を日々動かすことによって健康管理につなげて頂くよう基本的なところを習得し、継続した取り組みにさせていただけたらと考えています。 地域住民の健康管理支援事業として力を入れていきます。	7月 3回

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
No.4 朗読を聞く会	平沼集会所で巣立ち、今や地域で活動の場を積極的に広げている団体「朗読グループ 声」による発表会を、昨年度に引き続き開催します。 地域の方々を中心に出来るだけ多くの方に聞いていただきたい文化推進事業です。	11月 1回

横浜市平沼集会所自主事業別計画書（単表）

団体名 一般社団法人西区区民利用施設協会

事業名	目的・内容	実施時期・回数
No.5 夏休みの 科学あそび	小学生を対象とした青少年育成支援事業です。 未知なる研究を体験し、夏休みの自由研究に役立てば幸いです。また、子供が理科に、より興味をもつためのきっかけ作りの講座です。 昨年度に引き続きの継続事業となります。	8月 1回

事業名	目的・内容	実施時期・回数
No.6 おもちゃのはこ コンサート	音楽グループ「おもちゃのはこ」のコンサートです。 コンサートを楽しむと共に、みんなで一緒に歌い、また打楽器を鳴らしたりします。 大人から子供まで誰でも参加でき、親子で楽しめる文化推進事業です。 常日頃、平沼集会所に来館されることの少ない幼児のパパ層にも参加を呼びかけ、全員で歌の輪を広げます。	6月 1回

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
No.7 2歳までのお はなし会	幼児とそのママを対象とした子育て支援事業です。 平沼集会所をまだ利用したことがない親子にも呼びかけ、施設のことを知っていただくと共に、今後の部屋利用にもつなげたいと考えています。	9月 2回

事業名	目的・内容	実施時期・回数
No.8 津波に対する 防災講座	平沼集会所は、横浜市から津波避難施設に指定されています。そのことを地域住民の方によく知っていただくと共に災害に対して必要な心がまえ等を習得していただきます。 地域防災活動の支援事業として取り組む講座です。	10月 1回

横浜市平沼集会所自主事業別計画書（単表）

団体名 一般社団法人西区区民利用施設協会

事業名	目的・内容	実施時期・回数
No.9 マリンバコンサート	<p>地域の方々にマリンバの音色を楽しんでいただく講座です。ポピュラーな曲を中心に気軽に楽しんでいただけるコンサートにしたいと考えています。</p> <p>また、日頃平沼集会所に余り来館されない利用層（例えば働いているパパ）にも呼びかけます。</p> <p>なじみの少ない楽器ですが、マリンバの素晴らしさをこの機会に知っていただきたい文化推進事業です。</p>	11月 1回

事業名	目的・内容	実施時期・回数
No.10 平沼集会所 利用団体発表会	<p>地域、世代間交流の支援事業です。</p> <p>平沼集会所をいつも利用されている団体の作品展示や演技発表の場とします。</p> <p>日頃の成果を発表していただくと共に、サークルのPRの場ともしていただければと考えています。</p> <p>多くの地域の方々に見に来ていただき、相互交流の場ともしていただければと思います。</p>	12月 1回

事業名	目的・内容	実施時期・回数

事業名	目的・内容	実施時期・回数

単独団体名・共同事業体名	西区区民利用施設協会
施設名	横浜市平沼集会所

平成28年度収支予算書(兼指定管理料提案書)

I. 指定管理料

(単位：円)

提案額 (a)	10,265,000	指定管理料＝小計【イ】を記入 ※区指定上限額 (b) の範囲内で提案してください。
※区指定上限額 (b)	10,265,000	
差引 (a) - (b)	0	
提案額の区指定上限額に対する割合 (a) / (b)	100.0%	

II. 平成28年度収支予算書(総括表)

1 収入の部

項目	合計金額 (単位：千円)	備考
自主事業収入 [A]	40	
雑入 [B]	290	
小計【ア】 ([A]~[B])	330	施設運営収入の計
指定管理料 [C]	10,265	【ウ】 - 【ア】
小計【イ】 ([C])	10,265	指定管理料の計
収入合計 (【ア】 + 【イ】)	10,595	

2 支出の部

項目	合計金額 (単位：千円)	備考
人件費 [a]	4,769	
事務費 [b]	1,411	
自主事業費 [c]	221	
管理費A (光熱水費等) [d]	1,514	
管理費B (保守管理費等) [e]	1,563	
公租公課 [f]	459	
事務経費 [g]	658	
支出合計【ウ】 ([a]~[g])	10,595	

※金額は、消費税及び地方消費税(8%)込みの額を記載してください。

単独団体名・共同事業体名	西区区民利用施設協会
施設名	横浜市平沼集会所

平成28年度収支予算書

1 収入の部内訳 (指定管理料除く)

(単位:千円)

	項 目	内 容 等	金 額	
自主事業収入			ア	40
			イ	
			ウ	
			エ	
			オ	
		小 計		[A]
雑入	印刷代	26年度実績と同等	カ	28
	自動販売機手数料	26年度実績より12%増	キ	136
	カラオケ使用料	26年度実績と同等	ク	72
	その他	古紙収入・自動販売機電気代など	ケ	54
			コ	
			サ	
		小 計		[B]
小 計 【ア】		施設運営収入計		330 [A]~[B]

※金額は、消費税及び地方消費税（8%）込みの額を記載してください。

単独団体名・共同事業体名	西市区民利用施設協会
施設名	横浜市平沼集会所

平成 28 年度収支予算書

2 支出の部内訳

(単位：千円)

	項 目	内 容 等	金 額	
人件費	常勤職員		ア	
	時給スタッフ	賃金・法定福利	イ	4769
			ウ	
	小 計		[a]	4769 ア～ウ
事務費		AEDレンタル費を含む	[b]	1411
自主事業費			[c]	221
管理費 A	電気料金	26年度実績と同等	エ	1514
	ガス料金		オ	
	上下水道料金		カ	
	小 計		[d]	1514 エ～カ
管理費 B	修繕費		キ	266
	清掃	ルート回収費を含む	ク	280
	消防設備	機器点検2回/年、総合点検1回/年	ケ	30
	機械警備	防犯および火災警備	コ	77
	空調設備		サ	0
	エレベーター	フルメンテナンス契約	シ	618
	自動ドア	自動ドアの保守点検 4回/年	ス	27
	電気保守管理点検		セ	0
	非常用放送設備		ソ	0
	害虫駆除		タ	0
	植栽管理		チ	265
	設備総合巡視点検		ツ	0
	その他		テ	0
			ト	
			ナ	
		ニ		
小 計		[e]	1563 キ～ニ	
公租公課			[f]	459
事務経費	労務、経理、契約、職員研修など		[g]	658
小 計 【ウ】	施設管理運営経費計		10,595	[a]～[g]

※金額は、消費税及び地方消費税（8%）込みの額を記載してください。

※公租公課欄には、仕入税額控除後の消費税及び地方消費税見込額、その他税額を記載してください。